

○事務局長 本日は3番委員、5番委員、6番委員の3名が欠席ということで欠席届けが出ております。あの方々は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、ただいまから令和元年度第7回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず、田中会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○議長 それでは、議事の方に入りたいと思います。座らせていただいて進めさせていただきます。まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に、7番委員、8番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、日程第2からでございますが、事務局の都合がございまして日程第2、日程第3、それから日程第6を先に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、議案第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、日程第2、議案第18号のご説明を申し上げます。ページが1ページでございます。下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可・不許可についての副申意見を決定するものとするということでございます。今回4条申請が2件ございます。

(2件の申請についての説明)

○議長 はい、それではここで事前調査の報告をお願いしたいと思います。7番委員。

○7番 議案第18号の農地法第4条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、昨日の9日に7番委員、8番委員、16番委員と事務局長で調査をいたしました。今詳しく説明がありましたけれども、まず番号1ですが、申請された農地の区分は、第3種農地となり現在県の方に農用地区域からの除外の申請中ということですので、

農用地区域外農地となりますと、立地基準を満たすと考えます。また、一般基準においても、農地法第4条第6項及び施行規則第47条の不許可の要件には該当しないと思われま
すので、一般基準も満たすと考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両
面から転用許可基準を満たすものと思われま

続きまして番号2ですが、申請された農地の区分は、農用地区域内にある農地となりま
すが、農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものと思
われま

すので、立地基準を満たすと考えます。また一般基準においても、農地法第4条第6
項及び施行規則第47条の不許可の要件には該当しないと思われま

すので、一般基準も満
た
すと考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たす
ものと思われま

す。以上で番号1と番号2の報告を終わります。

○議長 はい。ただいま本件について、事務局より説明並びに事前調査の報告をしていただき
ましたが、この件について、皆さん方向かご意見はございませんか。

（「ありません」の声あり）

それでは、お諮りをいたします。本件に対する意見決定については、許可相当であるとい
うことでご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、異議なしと認め、議案第18号は2件とも許可相当であるとの意見に決定をいたし
ました。

○議長 続きまして、日程第3、議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に
対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いしま
す。

○事務局長 それでは、日程第3、議案第19号についてご説明申し上げます。ページが3ペー

ジでございます。下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可・不許可についての副申意見を決定するものとするということで、今回農地法5条1項の申請が2件上がってきております。

(2件の申請についての説明)

○議長 はい。それでは事前調査の報告をお願いいたします。8番委員。

○8番 議案第19号の農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、昨日ですね、7番委員と16番委員と事務局長と私で調査いたしました。まず、番号1ですが、申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で、第2種農地となりますが、代替性の検討が適切になされていると思われまますので、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。

続きまして、番号2ですが、先ほど説明がありましたように、本件は始末書を付けての申請となっております。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で第2種となります。申請地は既に譲受人の会社の敷地と一体化しており、駐車場及び通路として使用されてきました。今回、追認案件となりますが、一般基準においても農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。以上で、番号1と番号2の報告を終わります。

○議長 ただいま説明並びに報告がございましたが、本件について、何かご意見はございませんでしょうか。

(意見等なし)

はい。ないようですので、お諮りをいたします。本件に対する意見決定については許可相当であるということでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい。異議なしと認め、議案第 19 号は 2 件とも許可相当であるとの意見に決定をいたしました。

○議長 それでは先に進みます。日程第 6、報告第 11 号、許可不要転用届の報告についてを議題とします。事務局より報告をお願いいたします。

○事務局長 はい。それでは、日程を変更していただきまして、日程第 6、報告第 11 号、許可不要転用届の報告を行います。ページが 8 ページでございます。

(内容説明)

○議長 ただいま本件について、事務局より報告がございましたが、皆さん方何かご意見はございませんか。

(意見等なし)

はい。ないようですので、本件の報告を終わりたいと思います。

(事務局長退席)

○議長 それでは、続きまして、日程第 4、議案第 20 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 日程第 4、議案第 20 号の説明をいたします。令和元年第 9 回多良木町農用地利用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、9 月 2 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められ

ております。

○議長 本件に対しましてですね、議事参与の制限に該当する委員さんがございますので、13番委員は退席をお願いいたしたいと思います。

(13番委員退席)

はい、事務局お願いします。

○事務局 それでは退席されました方の分について説明をいたします。別冊の集積計画書の方をご覧ください。一番最後の5ページ目となります。

(退席した委員の件についての説明)

○議長 はい。ただいまの件について、皆さんがた何かご意見はございませんか。

(意見等なし)

それでは、お諮りをいたします。退席された委員にかかわる案件について原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい。異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。

それでは退席された委員の入室をお願いします。

(13番委員入室)

それでは、先ほどの件を除いた部分についての説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、別冊計画書の1ページ目の総括表にてご説明をいたします。

(全体の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について、皆さん方何かご意

見はございませんか。何かありませんでしょうか。はい、7番委員。

○7番 6件の賃借料とかありますけども、やはり賃借料もなかなか7,000円から5,000円、1万5,000円とありますけども、農業公社から借りる場合にも、やっぱりそんな同じ決まった額ではないんですかね。

○議長 はい、事務局。

○事務局 農業公社から借りる場合ですけれども、農業公社の方に貸す場合、もう借りられる方を農業公社から借りられる方を事前に調整した上で、ご本人たちの話し合いにより金額は決定されております。農業公社とご本人との間の協議ではないのが実情です。ただ農業公社が中間的に位置して流れが1回農業公社にお金が行って、それからご本人に払われるってだけの関係に現在のところなっております。

○7番 相手があって相手と話した結果を農業公社が支払うというような感じですね。

○事務局 そうですね。一応口座農業公社の方に口座払いっていか農業公社が借りられる方の口座から引き落としをして、借りる方に口座振り込みをするっていう明確な流れができているという。そうですね、払とらん払とるっていうのがないってというのが一番の利点かなとも思います。金額につきましては、7,000円になっているんですが、この場合ここは大地の方に貸されるっていうことで、期間借地の関係もあってですね、本来ならば1万5,000円ぐらいで借りられてるんですけども、大地の方が裏を作ったら半分の7,000円を大地の方から徴収して、表を作られる方からまた残りの8,000円ぐらいを徴収されて、まとめて貸してらっしゃる方に1万5,000円を払うっていうふうな方法も執られております。以上です。

○1番 つけ加えてよかですかね、大地の方からですけど、1番から4番までですけど、やはりあの今説明があったように、大地の方で裏作約半年ですけど、期間借地をさせていただ

きたいということで上げております。大地の方でも、麦の推進を今図ってありまして、裏作何も作らんと農地がもったいないですので、その分を大地が借りて麦を作らせていただくということで、期間借地をお願いしているところです。その麦の収益等は先ではどんどん麦の作付を増やして行って、構成員の方々に還元をしていくというところで考えております。

○議長 ほかに何かございませんか。

(意見等なし)

はい、ないようですので、この件についてお諮りをいたします。本件に対する残りの案件についても原案どおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。

○議長 続きまして、日程第5、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、7ページ目をお願いいたします。日程第5、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和元年7月26日から令和元年8月26日までの分となっております。

(内容説明)

○議長 はい。ただいま報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
19番。

○19番 この件は、初めからなかったわけ。

○議長 事務局。

○事務局 この件につきましては、●●さんの方から現地がないってというような話があったよ

うです。あの、たぶんですね、農業者年金の関係だと思うんですけども、▲▲さんが農業者年金の経営移譲年金っていうのを受給された際に、自分が持ってらっしゃる農地を全部第三者に耕作してもらって経営を移譲するっていう形で年金を申請されたようです。

その場合、農家台帳に載っておりました全面積というか全地目をそのまま現地確認することなくこの●●さんの方に経営移譲っていう形で貸付されたのではないかと思います。その後、平成15年に地籍調査が入りまして、もう現地が不明どこにあるかもわからないということで、地籍の方としては、台帳、固定資産の台帳には載っております。ただ現地不明という形で載ってる現状になっておりました。実際あのもう確認ができない状態でそういう形で残ってる部分になりますので、農業委員会としては現況で判断していくことになりまして、現況がないところを載せておくわけにもいかないということで、今回、一応使用貸借を結んでありますので、合意解約っていう形で書面上をゼロにするっていう形式をとらせていただいた次第です。

○議長 7番。

○7番 その場合農業者年金はどうなるんですか。▲▲さんの。

○事務局 地籍調査の方が優先いたしますので、そのところは大丈夫かなとは思いますが、年金事務所の方に一応確認を取らせて処理をさせていただきたいと思っております。税金の関係についてはちょっとよくはわからないんですけども、たぶん面積は上がってますけど、■■■平米なんですけど、金額的にどうなってるのかはちょっとまだ税務課の方には確認は行っておりません。たぶん不明となっているので、課税はされてないのかなあと思いました。

○議長 こういうのがあるもので、やっぱり早く地籍調査を進めてもらいたいというところがあるんですけど、現況がぴしゃっと決まれば、後の仕事がしよかもんで。ほかに何かご意見あり

ませんか。

(意見等なし)

はい。ないようですので、日程第6の本件については報告を終わりたいと思います。

○議長 次に、日程第7、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行いたいと思います。次回の総会はですね、10月10日木曜日9時から、事前調査を前日の10月9日水曜日9時から行いたいと思いますが、それに伴う調査委員の方を6番委員、17番委員、18番委員にお願いしたいと思いますが、お三方ご都合はいかがでしょう。

(「はい」の声あり)

それでは、6番委員、17番委員、18番委員にお願いをいたしたいと思います。総会を10月10日、事前調査を10月9日に行いたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○議長 これで令和元年度第7回多良木町農業委員会総会を閉じたいと思います。どうもお世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記